

別記様式（第3条関係）

海津市蜂等駆除用防護服借用申請書

年 月 日

海津市長 宛て

申請者

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ） —

海津市蜂等駆除用防護服貸出に関する要綱第3条の規定により、防護服の借用を申請します。
また、同告示の規定を遵守し、駆除等に伴う事故又は破損については、すべて私（駆除実施者）
が補償の責務を負います。

使用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで (日間)閉庁日を除く
使用場所	海津市
使用目的	蜂の駆除（種類：スズメバチ アシカバチ ミツバチ その他 ） その他（ ）
駆除実施者	申請者と同じ（異なる場合は次に記載のこと） 住所 氏名 電話番号

- 貸出条件
- 1 海津市蜂等駆除用防護服貸出要綱を遵守し、事故又はけが人が発生しないように注意すること。
 - 2 蜂に刺される等の事故及びけが人が発生した場合、駆除実施者が補償等全ての責務を負うものとする。
 - 3 防護服を上記以外の目的での使用、転貸又は営利目的での使用はできません。
 - 4 貸出期間満了までに防護服一式を点検し、返却すること。
 - 5 防護服を亡失し、又は破損したときは、申請者がその損害を賠償するものとする。
- 注意事項
- 1 防護服を着用すると密閉され大変暑くなりますので、冷却タオル等の使用をお勧めします。また、汗を吸い取るために長袖・長ズボンを着用してください。
 - 2 使用後は防護服についた汗や汚れをふきとり、乾燥させてから返却してください。

連絡先 生活・環境課 TEL:0584-53-3195

*事務処理欄（申請者は記入しないで下さい）

貸出年月日	年 月 日 () 時	担当	
本人確認	個人番号カード・運転免許証・その他 ()		
要綱の内容および注意事項の説明を行い、複写を渡した ☐			
返却年月日	年 月 日 () 時	担当	
破損の有無	無・有 (破損箇所)		

海津市蜂等駆除用防護服貸出に関する要綱

第1条 この告示は、蜂等の昆虫を安全に駆除するための駆除用防護服(以下「防護服」という。)を貸出すことに関し必要な事項を定めることにより、市民が安全かつ快適に生活することのできる環境づくりに資することを目的とする。

第2条 防護服の貸出しの対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する個人又は団体等とする。ただし、営利を目的とした個人又は団体等には貸出しをしない。

第3条 防護服の貸出しを受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、海津市蜂等駆除用防護服借用申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、当該申請の際において、運転免許証等により住所及び氏名が確認できるものを提示しなければならない。

第4条 防護服の貸出期間は、これを貸出した日の翌日から起算して、市役所の閉庁日を除く、原則3日以内とする。

第5条 防護服の貸出料は、無料とする。

第6条 防護服の貸出しを受けた者(以下「駆除実施者」という。)は、防護服を蜂等の駆除以外の目的に使用し、又はこれを第三者に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

第7条 駆除実施者は、第4条の規定による貸出期間が満了した場合又はその使用終了した場合は、直ちに防護服を市長に返還しなければならない。

2 前項の返却に際しては、職員をして防護服の点検及び確認を受けるものとする。

第8条 駆除実施者は、蜂の巣等の状態及び周囲の状況を把握し、かつ、必要に応じて周辺住民に駆除する旨を周知するほか、駆除に際し、事故及びけが人が発生しないように十分な注意を払わなければならない。

第9条 防護服を故意に破損し、若しくは汚損し、又は紛失した場合において駆除実施者は、その損害を賠償しなくてはならない。

2 防護服は、作業の安全を高めることを主旨としており、蜂等の駆除において、蜂に刺される等の事故及びけが人が発生した場合は、駆除実施者が補償等全ての責務を負うものとする。

第10条 蜂等の駆除に要する経費は、駆除実施者の負担とする。

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。